

お知らせ

特別町民合同相談開催

総務課

区分	相談員	相談日	時間	場所	内容
悩みごと相談	悩みごと相談員	10月17日(水)	午前10時 ～ 午後3時	福祉会館 2階	家庭内・近隣の悩みごと
行政相談	行政相談委員・ 岐阜行政評価事務所職員				国の行政機関やNTTなどの特殊法人 の仕事に対する要望・苦情
人権相談	人権擁護委員・ 岐阜地方法務局職員	10月18日(木)			嫌がらせ・名誉そんなど
法律相談※	弁護士				取引・離婚などの法律的なこと
心配ごと相談	民生委員・児童委員				家庭内・近隣の心配ごと

※法律相談は予約制です。

法律相談を希望される方は、10月5日(金)までの平日午前8時30分から午後5時30分の間に総務課へお申込みください。

また、時間の関係上、相談は7人までとし、定員を超える場合は抽選となります。

お願い

土地・家屋に変更があるときは届け出を

税務課

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

土地や家屋の用途変更があったときは、次のとおり届け出をしてください。

特に家屋を取り壊したときには、「家屋取壊届出書」を提出してください。家屋を取り壊しても届け出がないと、取り壊したことを把握するのが困難な場合が多く、誤って課税する原因にもなりますので、必ず届け出をしてください。

●届け出が必要なときとその届出書など

こんなとき	届け出をする必要がある人	届出書などの名称
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書
	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(5) 土地の用途(利用状況)を変更したとき (例 住宅の敷地を駐車場に変更など)		
(6) 家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書(固定資産税減免申請書)
	土地の所有者	被災住宅用地の特例適用申告書

【問合せ先】税務課

循環社会に奉仕する

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽島郡笠松町大池町9番地の1
引越などの粗大ごみ TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765

ゴミのことなら何でもお気軽にご相談下さい。

 高島衛生工業(有)

 ISO14001
認証取得

岐南町平成6-110

Tel: 058-248-0089

http://www.t-eisei.co.jp